

国体準備委員会第3回常任委員会  
平成26年5月26日決定  
令和2年10月28日一部改正

## 特別国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基本方針

特別国民体育大会において実施するデモンストレーションスポーツ（以下「デモスポ」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項及び同細則」「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」並びに「特別国民体育大会開催基本方針」に定めるもののほか、この基本方針により実施する。

### 1 実施目的

- (1) デモスポの実施により、県民の国体への参加機会をより多く設けるとともに、実際に参加することで県民が楽しめる国体を目指す。
- (2) 県民が多くスポーツに触れ合う機会を増やし、子どもから高齢者までそれぞれが好きなスポーツを楽しむなど、県民の健康増進や体力向上を図るとともに、生涯を通じた幅広いスポーツ活動を行う契機とする。
- (3) デモスポの普及・振興により、世代間・地域間の交流の輪を広げ、大会参加を通じた県民意識の高揚を図るとともに、スポーツを活かした地域づくりを推進する。

### 2 実施競技の選択

実施競技は、特別国民体育大会実施競技選択基本方針に基づき、次の事項について総合的に検討し、選択する。

- (1) 正式競技、特別競技、公開競技以外の競技で、公益財団法人鹿児島県体育協会（以下「県体協」とする。）加盟、又は、県体協が推薦する競技・レクリエーションであること。
- (2) 広く県民に普及していること、又は、本県特有のものを含め、今後普及する見込みがあること。
- (3) 競技団体の組織が整備されており、大会運営能力があること。
- (4) 原則として、既存施設での開催が可能であること。
- (5) 市町村及び競技団体の開催希望があること。

### 3 会場地市町村の選定

会場地は、特別国民体育大会会場地市町村選定基本方針に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 実施するデモスポの普及・振興を推進する市町村であること。
- (2) 実施するデモスポの開催に必要な競技施設を有する市町村であること。

### 4 実施方法、実施時期及び日数

- (1) 実施方法及びその他の必要な事項は別に定める。
- (2) 実施時期は、令和5年4月1日から閉会までの期間とする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
- (3) 実施日数は、原則として1日とする。

### 5 業務分担及び経費負担

業務分担及び経費負担については、特別国民体育大会県及び会場地市町村の業務分担基本方針に定めるところによる。